

# 個別避難計画の取組の現状について

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(避難生活担当)

## 1 経緯等

平成25年5月の「災害対策基本法」の一部改正により、「避難行動要支援者名簿」に関する規定が新設されました。

東日本大震災において、多くの高齢者、障害者等の命が失われましたが、避難行動の支援において有効な名簿の作成について、個人情報保護の制約などから、必ずしも十分に進んでいない状況にありました。

このため、高齢者や障害者などの「要配慮者」のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であって、避難のために特に支援が必要な方である「避難行動要支援者」について避難支援等を実施する基礎とするための名簿を作成することが、市町村の義務とされました。当該名簿の作成に必要な範囲で、要配慮者に関する個人情報を活用できることとされ、また、「名簿情報」の提供にあたっては、原則として、避難行動要支援者ご本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供することとされました。

しかしながら、避難行動要支援者名簿の作成が災害対策基本法に位置付けられて以降も、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨など相次ぐ災害において、高齢者や障害者が被害を受けていることを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、「個

別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。

個別避難計画は、「避難支援等」を実施するための計画とされています。ここでいう避難支援等は、高齢者等避難などの避難情報の伝達、安否の確認、避難所などへの避難に同行することなどであり、そのほか、避難訓練を実施することなど平時における取組も含まれるものです。

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿と同様に、その作成に必要な範囲で、避難行動要支援者に関する個人情報を活用できることとされ、また、「個別避難計画情報」の提供にあたっては、原則として、避難行動要支援者ご本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ個別避難計画情報を提供することとされました。



茨城県常総市 災害や避難、計画づくりを知る

## 2 個別避難計画に書くこと

個別避難計画は、災害の発生に備え、事前に災害時の対応について考えて、整理しておくことで、避難行動要支援者の避難の

可能性が高まることから、できることから取組を始めることが重要です。

個別避難計画には、書くことがたくさんあり、作成は、とても大変という印象をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、災害対策基本法との関係において本当に記載等が必要となるのは、名簿に記載等されている情報のほか、避難行動要支援者ご本人と支援する人を特定するための情報、そして、避難先と避難経路に関する情報だけです。

※記載事項

①避難行動要支援者に関する情報（氏名、住所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由）、②支援者に関する情報、③避難先や避難経路に関する情報

支援者は、一人で全部の支援を行う必要はなく、複数の方で役割を分担していただいで問題ありません。また、個人の氏名でなく、団体や組織の名称を書くことでも問題ありません。

個別避難計画は、避難の可能性を高めるためのものなので、最初から100点満点のものを作成する必要はありません。最初は書けることから始めて、段々と書き加えることも問題ありません。

### 3 誰とどのように作成するか

個別避難計画は、ご本人が、

- ・ご家族と一緒に作成する
- ・自主防災組織や消防団と一緒に作成する
- ・ケアマネジャー等の支援を受けて作成する
- ・市町村職員の支援を受けて作成する

これらのほか、本人を始めとする多様な関係者が集まって話し合いをしながら作成するなど、様々なやり方があり、各地で地域の実情に応じて、それぞれ工夫した取組が行われています。



福井県永平寺町 みんなで計画をつくる

### 4 災害がおきたときに支援者が行う支援とその責任

支援者は、市役所や町村役場からの高齢者等避難の発令などの連絡を受けて、避難行動要支援者の方に電話をすることや、避難行動要支援者の方のご自宅に伺い避難情報を伝えること、そして、安否を確認して、避難行動要支援者が自宅で安全に生活できない場合には、避難所などへの避難に同行します（自宅の普段生活している部屋が、ハザードマップで安全であることが確認できる場合、その部屋に留まることができます。）。

個別避難計画は、避難の可能性を高めるためのものであり、支援者が行うのは、避難行動要支援者の「避難」を「支援」することです。救助が必要な場合には消防等に連絡します。

また、支援者に義務や責任を負わせるものではありません。支援者ご自身にも被災や不在の可能性があります。これらのことから、必ず避難できるという結果を保障するものではなく、支援者にはできる範囲で協力いただくこととなります。

支援者は、ご自身や、ご家族の安全を最優先にいただき、支援者が行う避難支援等は、できる範囲でご協力いただくことで問題ありません。

## 5 避難訓練の実施等を通じた実効性の確保

個別避難計画は、作成したら終わりではなく、避難訓練を行うことなどにより実効性を確保するための取組が大切です。



静岡県富士市 避難を体験する

避難訓練というと、都道府県や市町村が主催する総合防災訓練などのような、おおがかりなものを想像しがちですが、個別避難計画の実効性を確認するための訓練としては、

- ・ 作成した個別避難計画を見ながら避難の手順を思い出すこと
- ・ 自宅の玄関など支援者と合流する場所まで移動すること
- ・ 日常の散歩などの際に避難先までの経路をたどること

など、様々なやり方があります。



茨城県常総市 避難訓練に参加する

また、個別避難計画に何を書けばよいのかイメージできないという声もありますが、そのような場合には、まずは、避難訓

練を行い、その後、訓練で体験したことを個別避難計画の様式に書き込むことで個別避難計画を作成するという進め方で取り組む地域も出てきています。



福井県永平寺町 避難所に行ってみる

## 6 個別避難計画情報の提供

「個別避難計画」を作成したら、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者に、本人の同意がある場合には、平常時から「個別避難計画情報」を提供することとされています。条例に特別の定めがある場合には、本人の同意を要しないとされています。

一方、災害時においては、同意がなくても個別避難計画情報を関係者その他の者に提供することができます。

ここで提供するものは個別避難計画情報であり個別避難計画そのものを全部提供するというを意味しているものではありません。関係者等に提供するものは、個別避難計画に記載等されている情報のうち、提供する相手方にとって避難支援等を実施するにあたり必要な情報に限って問題ありません。

災害時は平時の延長であり、平時に取り組んでいないことを災害時にいきなりやってもなかなかうまくいきません。関係者が提供を受けた個別避難計画情報が災害時に有効に活用されるためには、平時から活用

していることが重要です。

※個人情報を提供することや、受け取ること  
に不安を感じる方へ

個別避難計画には個人情報が含まれることから、個別避難計画情報を関係者に提供してよいか疑問に思われるかもしれませんが、上記のとおり、災害対策基本法には、個人情報保護法の特別法として、個別避難計画情報の平時及び災害時における関係者等への提供に関する規定が災害対策基本法に置かれています。この規定に基づいて個別避難計画情報を提供しても問題ありません（詳細については、本稿の最後に挙げている「さらに詳しく知りたい方への参考資料等」を参照してください。）。

## 7 最後に

皆さんの地元の市町村でも個別避難計画を作成する取組が始まっているかもしれません。避難行動要支援者の災害時の安全安心は、個別避難計画の支援者だけで確保するものではありません。災害時は平時の延長であり、平時からある様々な見守り活動や人間関係により、いくつものセーフティネットがあります。個別避難計画を作成することは、既にあるこれらのセーフティネットに、もう一つ新しくセーフティネットを加えるというものです。個別避難計画の支援者になっていただく方お一人だけで避難行動要支援者の何もかもに対して支援していただくことをお願いするものではありません。

市町村などから、個別避難計画を作成する取組に参加しないか打診があった場合には、御協力いただけますようお願いいたします。

また、避難行動要支援者の支援者になっ

ていただけませんか？という打診があった場合にも、是非、御協力をお願いします。

支援者になることをお願いされた場合、どなたであっても、少し、ためらいを感じるかもしれませんが、その時には、本稿で申し上げたことを思い出し、支援の手を差しのべていただけると有り難く存じます。

### （さらに詳しく知りたい方への参考資料等）

#### ○個別避難計画作成の取組手順や留意点を示した取組指針

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府防災担当）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

#### ○「個別避難計画」の取組のながれなど >>詳細はこちら

#### ○優良事例を全国展開するために内閣府が実施しているモデル事業の報告書等

・令和3年度（34市町村、18都道府県）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

・令和4年度（23市町村、11都道府県）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/isaisyagyousei/r4modeljigyo.html>

#### ○問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官  
（避難生活担当）

個別避難計画担当

03-5253-2111（代表）／03-3501-5191（直通）



福井県永平寺町 災害や避難、計画づくりを知る